

令和4年第5回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月12日（火） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2BC

3 出席委員 20名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第25号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第27号 農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第28号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第29号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
報告第9号 農用地利用配分計画の認可について
報告第10号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸	武二
次長	西村	実洋
農地係長	斎藤	和広
農政係長	工藤	知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村	正紀
-----	----	----

農業委員会市浦支所

支所長	小寺	昭直
-----	----	----

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 4 年第 5 回総会を開会いたします。

はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。

森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 20 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、11 番 佐藤敬道委員、12 番 阿部喜代志委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林政策課の山

田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和4年3月25日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、一戸敏彦推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業7件、あおもり農業支援センター事業2件を適正に処理したことを報告いたします。

令和4年4月6日午後1時30分から、小林委員、中谷委員、櫛引推進委員で金木地区の登記官照会1件、4条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転14件、無償所有権移転1件です。

2ページをご覧ください。

1番 十三土佐、田1筆、3,029㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 500,000 円の有償移転です。

- 2 番 大字藻川字善津袋ほか、田 3 筆、合計 8,964 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,792,800 円の有償移転です。
- 3 番 大字高野字広野、田 1 筆、2,324 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 460,000 円の有償移転です。
- 4 番 金木町嘉瀬雲雀野ほか、田 4 筆、合計 2,118 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 424,000 円の有償移転です。
- 5 番 大字飯詰字皆瀬ほか、田 7 筆、合計 11,052 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,500,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字長富字二之沢添ほか、田 17 筆、合計 27,631 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 7,000,000 円の有償移転です。
- 7 番 金木町嘉瀬雲雀野ほか、田 7 筆、合計 11,213 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 5,000,000 円の有償移転です。
- 8 番 金木町芦野、畑 1 筆 479 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 200,000 円の有償移転です。
- 9 番 金木町芦野、畑 2 筆、合計 567 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 300,000 円の有償移転です。

- 1 0 番 大字梅田字燕口、畑 1 筆、1,804 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 500,000 円の有償移転です。
- 1 1 番 金木町嘉瀬駒留、田 1 筆、170 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 60,000 円の有償移転です。
- 1 2 番 金木町川倉七夕野、田 2 筆、合計 2,714 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 20,000 円の有償移転です。
- 1 3 番 大字高野字柳田、田 7 筆、合計 6,151 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 200,000 円の有償移転です。
- 1 4 番 大字毘沙門字熊石ほか、田 6 筆、合計 11,877 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 590,000 円の有償移転です。
- 1 5 番 大字鶴ヶ岡字鶴菴ほか、田 4 筆、合計 16,311 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子へ贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 2 4 号についての説明が終わりました。
所有権移転 1 3 番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転13番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転13番以外について原案のとおり許可いたします。

議長 つづきまして、所有権移転13番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、1番、金谷委員は退席をお願いいたします。

金谷委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転13番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転13番について原案のとおり許可いたします。

1番 金谷委員の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第25号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

(議案説明)

10ページをご覧ください。

議案第25号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は1件です。

11ページをご覧ください。

1 番 金木町芦野、畑1筆、666㎡、

申請人は記載のとおりです。

申請地は、金木総合支所から北東へ約1kmに位置し、農地が散在し、周囲を宅地等に囲まれその規模が10ha未満であるため第2種農地と判断されます。

申請人は、建築業を営んでおり、既存の資材置場として使用するための敷地が手狭となり事務所近くの条件に合う土地を探したが見つからなかったことから、申請人が所有する畑が隣地にあり、交通の安全面や仕事の効率等から公道に出ることなく、作業、管理がしやすいため申請に至りました。申請地との間は段差がなく整地し通路には敷砂利を敷き土砂の流出の影響はございません。雨水は自然浸透させ、土地利用計画については申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、12ページをご覧ください。

議 長 議案第 2 5 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 2 5 号について原案
のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 2 5 号について原案
のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付
することに決定いたします。

つづきまして議案第 2 6 号「農業経営基盤強化促進法
第 1 8 条第 1 項の規定に係る決定について」を議題とい
たします。参与より説明をお願いします。

参 与 1 3 ページをご覧ください。

議案第 2 6 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1
項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議
があったので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の
規定により農業委員会の決定を求めるものであります。
件数は、利用権設定 6 3 件、所有権移転 7 件です。

1 4 ページ、番号 1 番から 4 4 ページ 6 3 番までの利用
権設定 6 3 件については皆様のお手元にお配りしていま
す農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の調査書のとおり許
可要件を満たしております。

4 5 ページ、番号 1 番から 4 7 ページ 7 番までの所有権
移転 7 件につきましては、すべてあっせん委員会による
「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるも

のです。

議 長 議案第26号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員 (5分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、利用権設定1番以外
について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定1番以外につい
て原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定1番以外につい
て原案のとおり決定いたします。

つづきまして、利用権設定1番について審議いたしま
す。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与
の制限」となりますので、1番 金谷委員には退席をお
願いいたします。

金谷委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定 1 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご意義がないようですので、利用権設定 1 番について原案のとおり決定いたします。

1 番 金谷委員の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第 27 号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題とします。

参与から説明をお願いします。

参 与 48 ページをご覧ください。

議案第 27 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」

五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので、農業委員会の意見を求めるものであります。件数は 7 件です。

別紙 A 3 サイズの一枚用紙をご覧ください。

1 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字羽野木沢字実吉、田 7 筆、期間は 9 年。借り賃は 10 a あたり 10,000 円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

2 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字羽野木沢字実吉、田 1 筆、期間は 7 年。借り賃は 10 a あたり 10,000 円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

- 3番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字羽野木沢字実吉、田1筆、期間は6年。借り賃は10aあたり10,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。
- 4番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字羽野木沢字実吉、田2筆、期間は2年。借り賃は10aあたり10,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。
- 5番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字羽野木沢字実吉、田1筆、期間は6年。借り賃は10aあたり10,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。
- 6番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字羽野木沢字実吉、田2筆、期間は6年。借り賃は無償の使用貸借権です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。
- 7番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字沖飯詰字帯刀、田3筆、期間は2年。借り賃は10aあたり20,000円です。受け手の決定理由は、後継者への経営移譲です。

以上、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸（てんたい）となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより市農林政策課が選定しています。

議 長 議案第27号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第27号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第27号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第28号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 49ページをご覧ください。

議案第28号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数1件。

- 1番 農地の所在は、金木町川倉七夕野、田2筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第28号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第28号について承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第28号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第29号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。
参与から説明をお願いします。

参与 (議案説明)

50ページをご覧ください。

「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」、ご説明いたします。

こちらは、今年度から策定するように農林水産省から通知があったもので、農業委員会等に関する法律第37条により「農業委員会は、事務の実施状況を公表しなければならない。」と規定されていることから、公表するにあたり、農業委員会の意見を求めるものです。

公表方法としては、市のホームページ及び全国農業会議所ホームページにより公表を予定しております。

51ページをご覧ください。

「令和4年度最適化活動の目標の設定等」

「I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)」に

ついてですが、ここにある数値は、農林業センサス、農林政策課調査、農業委員会調査により数値を出しております。

2の農家・農地等の概要は3月末時点で、総農家数1,808戸、農業就業者数は2,685人、認定農業者数は834人となっています。また、市内の耕地面積は7,260ha、畑は2,020haとなっています。

52ページをご覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の目標」についてです。

1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の①現状及び課題については、現状の集積率は70.6パーセント、課題は、担い手への集積は順調に進んでいるが、中山間地や未整備農地の借入者が減少している、としております

②の目標については、現在農林政策課が改定を勧めている市の基本方針に併せ、令和12年度に集積率78パーセントを目標としており、今年度の集積目標面積は77haとしております。

(2)遊休農地の解消、①現状及び課題について、現状は、記載のとおりです。課題は、担い手への農地の集積は順調に進んでいるが、中山間地や未整備農地の借受者が減少してきていることとしております。②目標に関しては緑区分の解消目標面積を5haにしました。緑区分とは雑草が繁茂しているが解消しやすい農地、黄色区分は雑木が生え解消が不可能な農地になります。

53ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進です。

①の現状は、これまでの実績となっており、課題は、新規就農者の農地取得が難しい状況である、としてお

ります。

②の権利移動面積は、これまでの実績となっております。

次に、2 最適化活動の活動目標です。

(1) 毎月の活動日数の目標を6日以上といたしました。

(2) の強化月間につきましては、4回、8月、9月の農地パトロール、11月、12月に農地集積・集約の推進といたしました。

(3) 新規参入相談会への参加状況につきましては、今年度開催予定の人・農地プラン集落座談会の5回といたしました。

以上です。

議長 議案第29号についての説明が終わりました。
(暫時休憩)

(休憩終了)
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第29号ついて原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第29号ついて原案のとおり承認いたします。

以上、議案第24号から議案第29号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。
す。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 その他に何かございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。
す。

慎重なご審議ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長

(佐藤 敬道)

1 1 番委員

(阿部 喜代志)

1 2 番委員
